

【委員会記録】

岡委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時35分)

議事に入るに先立ち、委員の派遣について御報告いたします。

さきの委員会以降、藤田委員から調査計画書の提出がありました。内容は、8月7日から8月8日まで、福岡県において、震災瓦れきの処理状況等について、調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、許可いたしましたので、御報告いたしておきます。

なお、議長及び委員長あて委員派遣調査報告書が提出されておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。理事者において、説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について(資料①)

妹尾県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料によりまして、9月定例県議会に提出を予定しております環境対策関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

私からは、歳入歳出予算の総括表及び県民環境部関係について御説明を申し上げ、引き続きまして、各所管部長から御説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

お手元の説明資料1ページをお開きください。一般会計・特別会計の歳入歳出予算についてでございます。一般会計の補正総額は、総括表の補正額の一番下の計欄の左から2番目に記載のとおり、6,592万5,000円の増額をお願いいたしておりまして、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、43億1,351万5,000円となっております。補正額の財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、県民環境部関係につきまして、御説明申し上げます。同じ総括表の1番上の県民環境部の欄をごらんください。県民環境部の補正額といたしましては、600万2,000円の増額をお願いいたしておりまして、補正後の予算総額は、21億844万8,000円となっております。

次に、県民環境部の各課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。3ページをお開きください。環境首都課関係でございます。環境衛生指導費の摘要欄①国庫返納金の600万2,000円の増額につきましては、平成21年度から23年度まで実施いたしました、環境省の地域グリーンニューディール基金事業の執行残額を返納するものでございます。環境首都課の補正後の予算総額は、17億34万1,000円となります。

次に、7ページをお開きください。その他の議案等の条例案でございます。

今議会におきまして、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の制定について、提出することとしております。これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の

整備に関する法律によりまして、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、知事が設置する指定猟法禁止区域等の標識の寸法につきまして、新たに条例で定めるものであります。施行日につきましては、公布の日といたしております。今議会に提出を予定いたしております案件の説明は、以上でございます。

なお、県民環境部からの報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉田農林水産部長

それでは、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

まず、お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。平成24年度一般会計補正予算案についてでございますが、農林水産部といたしましては、今回、5,017万5,000円の増額補正をお願いをいたしており、補正後の予算総額は19億1,967万6,000円となっております。

また、補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。農林水産部の主要事項についてでございますが、農村振興課の関係で、農業総務費の摘要欄①のア鳥獣被害防止総合対策事業におきまして、市町村等が行う、農作物等に対する鳥獣被害の軽減対策を支援するための経費といたしまして、3,792万5,000円の増額補正をお願いをいたしております。その下段、土地改良費の摘要欄①のア未利用地活用再生可能エネルギー実証実験事業におきまして、復元が困難な耕作放棄地に、太陽光発電施設を設置する取り組みを支援するための経費として、1,225万円の増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

なお、農林水産部関係の報告事項はございません。御審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

佐野教育長

教育委員会関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。

まず、お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。平成24年度一般会計補正予算についてでございますが、教育委員会といたしましては、974万8,000円の増額補正をお願いをいたしており、補正後の予算総額は、1,003万5,000円となります。補正額の財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

6ページをお開きください。教育委員会の主要事項についてでございますが、学校政策課の教育指導費の摘要欄①学校教育振興費につきまして、エネルギーに関する理解の深化や放射線に関する正しい理解の促進を図るための経費といたしまして、974万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

なお、教育委員会関係の報告事項はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

岡委員長

以上で、説明は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑は、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしく

お願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

扶川委員

幾つかお尋ねしたいんですが、最初に自然エネルギーを、原発の関係があるんですけども、お尋ねしたいと思います。

四国の電力需要に関して言うと、計画停電なしで済んだわけですけども、この夏かなりのゆとりがありました。県庁も頑張って大分節電したようですけども、能力とピーク時の使用量の差が相当ありましたよね。それで坂出のLNGの発電所と阿南の火力発電所を私ども会派で見てきましたけども、LNGというのはシェールガスなんか世界的に今次々発見されて、これから長期間にわたって使用可能な資源だと。250年とも言われていますけれども。有望だということで、四国電力でも石油火力を廃止して、坂出でもLNGに切りかえようとしておまして。ところが、ここでちょっと首をかしげるようなことがありまして、廃止する石油火力は35万キロワットなんです。ところが、今度つくろうとしている新しいLNGの火力発電所は28万キロワットなんです。これだけ電力需要が逼迫していると言われていのに、四国電力はそう言っているのに、わざわざなんで、7万キロワットも少なくするのかさっぱりわからない。これは原発を再稼働させることが前提の計画となっているのは明らかです。世論は、原発再稼働ノーだということで、政府のほうもゼロを目指す方向でかじを切りましたが、原発を除いて、今持っている資源は最大限使う。石油火力なんかも、今使える間できるだけ使っていくということでやると、十分電力需要に対処できるということが、全国的にもあれだけ足りないと言われていた関電ですらクリアしたんですね。周辺の電力会社から融通を受ければ、十分乗り切れるということがわかったわけですね。特にこの四国に関しては、次、伊方を再稼働なんてことを言ってますけども、自然エネルギーの開発とも関係するんで、この点ははっきりさせておきたいんですけども。この坂出の石油火力というのは、メンテナンスをすればずっと使えるというんですよ。それだったらなんで廃止するんですか。敷地が違うんですよ。LNGは別のところにつくるんですよ。4機くらい並んでる1つが廃止しようとしている石油火力なんです。残しておけば35万キロワット残るじゃないですか。阿南の石油火力も、一旦とめてあったのを今度の危機の中で再開しましたが、それで乗り切るとるわけでしょ。どうも何を考えているのかわからない。ぜひこれは県として、安全保障のためにも石油火力は残しておいてくれと、LNGに変えるのは、環境負荷少ないし、いいことなんで進めていただきたいと我々は思うんですけど、そのあたりどういう認識なのか。今後、四国電力にどのようにお話をしていただけるのか見解があれば教えていただきたい。

市原環境首都課長

ただいま、扶川委員のほうから今後の四国におけますエネルギーの確保に関する御質疑だったと思えますけれども、申しわけございません。私どもエネルギー全般について所管しているわけではございませんので、本日は省エネ、新エネというふうな観点からお答えさせていただければというふうに思います。

委員おっしゃるように、この夏も非常に暑い夏でございました。ただ、一昨年ほどの猛暑日が続くような状況には至らなかったこと、それからお盆以降は雨が降ったりということで、天候ぐずついた日もあったということもございまして、そういったことで全般的に安定した電力需給状況となりまして、電力の逼迫警報、それか

ら計画停電、そういった事態に至ることもなく乗り切ることができたというふうに考えてございます。今委員のほうからは、ことしの夏、電力需給が十分いけたので、伊方の再稼動については不要なのではないかというふうなお話しもございましたけれども、これから先も一昨年並み、もしくはそれ以上の猛暑にならないという保証はございませんし、ことしの夏につきましては幸い火力発電所のトラブル停止という事態も起こらなかったということでもございました。さらに坂出の火力発電につきましては、いろいろ四国電力さんのほうでも地球環境に対する影響でありますとか、そういったことも含めて計画をされているのではないかというふうに考えますけれども、申しわけございません、詳しく私どものほうで、なぜ、火力 35 万キロを 28 万キロにするのかといったところまで承知しているわけではございません。ただ、今後も災害による発電所の停止とか、さまざまなリスク管理の面もあろうかと思えます。ことしの夏の結果だけで単純に考えるのではなく、今後の原子力発電への依存をどうするかとか、それから四国管内に必要な電力をどうするかとか、そういったことにつきましては、基本的に国の基本的なエネルギー政策の中で検討がなされておりまして、新聞報道によりますと、本日のエネルギー・環境会議でそれなりの方向が示されるというふうなことも伺っております。我々環境首都課といたしましては、現在議論されておりますこれからのエネルギーのシナリオ、これが最終的に本日決まるということではございますけれども、どういう方向になったといたしましても、今後のエネルギー政策の取り組みといたしまして、再生可能エネルギーの飛躍的な導入を推進、それから省エネ社会に向けたライフスタイルの転換による省エネのさらなる推進、そういった方向性というのは間違いのないものというふうに承知をいたしております。今後の国の再生可能エネルギー、それから省エネ施策の戦略、国のほうでどういふにされていくのか、その中で地方の役割がどういふふうなものが出てきて、国のほうでもそれを支援するためにどういった新たな施策を打ち出されるのか、そういったあたりをしっかりと見きわめた上で、県といたしましても、省エネ推進ということで、努力をして取り組んでまいりたいと考えてございます。以上でございます。

扶川委員

ぜひ、御存じないんでしたら、調べていただきたいと。この7万キロワットといったら今度、神山、上勝で大きな風力発電所つくろうという計画が動いているようですが、それに匹敵するようなサイズダウンじゃないですか。なんでそんなばかなことするんですか。結局、原発動かしたら足りると安易に考えておるんじゃないかと思えますよ。まして、これは直接技術者に聞きましたから、メンテナンスしていけば使えるんですよ、今の石油火力は。35万キロの余力があるというのは、すごいですよ。絶対に原発なんか動かさなくても大丈夫です、これを置いておいたら。そのくらいの発想で、なんで頭の切りかえができないの。原発にしがみつく体質というのが本当にしみついているんだなと思います。

それから、火力発電所のついでに言っときますけど、メンテナンスでも苦労しているという話がありましたね。そろそろ定期点検しなきゃいけないやつを伸ばしている。原発再稼動させずに、メンテナンスはできないのかと聞きました。故障がなければできると言いました。これ技術者の観点からね。要するに上手にサイクルをずらしていけばね。そういうことも含めて、今回は確信を持って、伊方原発再稼動する必要はないと思えました。そういう観点でこれからも取り組みしていきたいな、県としても十分研究していただきたいと思えます。

それにも関係しますが、自然エネルギーですが、先日長崎の洋上風力発電所の開発状況を委員会で視察

させていただいて、非常に勉強になりました。その際、ゼネコンの技術者の方に徳島の沖でも可能なのかということをお聞きしました。可能だとおっしゃいました。これは洋上風力っていうのは、非常に有力な有望な資源だということが今言われておりますが、ぜひ徳島の新しいエネルギーを活用していく戦略の中に位置づけていただいて、研究をして、具体的な導入に向けて動いていただきたい。その基本的な考え方を教えていただきたい。

島尾自然エネルギー推進担当室長

ただいま、浮体式洋上風力発電の可能性につきまして御質問いただいております。東日本大震災以降、太陽光や風力などの自然エネルギーの導入を促進する動きが活発となってきてございますが、特に洋上風力につきましては、陸上と比べて非常に大きな導入ポテンシャルを持つことが環境省の調査によって確認をされておりまして、活用が期待されるところでございます。環境省の調査によりますと、洋上風力発電のポテンシャルにつきましては、1,600ギガワットということになってございます。一方で風力につきましては、地域偏在性が極めて強く、北海道や東北で大きなポテンシャルを持っているというような調査結果となっております。風力発電の関係でございますが、一般に海上風力につきましては、陸上に比べて効率がよい、あるいは騒音でありますとか、低周波音、景観などの影響は小さいと考えられているところでございます。一方で、洋上風力の課題といたしまして、陸上に比べて建設でありますとか、送電、メンテナンスなどの点でコストが高いという指摘がございまして、いまだ技術が未確立な部分がございます。国内におけます洋上風力の現状でございますが、国内に14機、総発電量約25キロワットと言われておりますが、いずれも海岸線にほど近いところがございます、いわゆる着床式の風力発電でございます。浮体式につきましては、本格的な洋上風力を普及させる上での国の実証実験が始まった段階でございます。具体的に申し上げますと、今委員のほうから御指摘ございました長崎県五島市の杵島周辺におきます、環境省の浮体式洋上風力発電実証事業というものを京都大学が受託をされまして、我が国初となります2メガ級の実証機の設置候補海域として、長崎の杵島周辺を選定されたということで、現在は100キロワットの風車を搭載した小型試験機を運転中というふうにお聞きをしております。来年、平成25年ごろに実証機の設置ということでございまして、浮体式洋上風力発電の平成28年度の実用化を目指すという実証実験の内容でございます。また、これとあわせまして、福島県沖で経済産業省の委託事業でございますが、浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業に、丸紅などの企業と東大のグループが採択をされて、2015年までに、浮体式風力発電機3機と、洋上サブステーション1機を建設し、ビジネスモデルの確立、漁業との共存等をテーマにして実証実験をされるとお聞きをいたしております。いずれにしましても、現在浮体式洋上風力発電につきましては、実証実験が今始まったばかりというようなところでございまして、今後、平成28年以降に商業段階が本格的に始まる方向という段階でございます。まずは、現在行われております、実証実験の結果等に注視をしまっている必要があると考えてございまして、引き続き実証実験や利用促進の状況を見守ってまいりますとともに、そういった先進的な取り組み等につきましては、庁内で情報共有するなど取り組んでまいりたいというふうにご考えてございます。以上です。

扶川委員

これからでしょうけど、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それともう一つ、太陽光発電ですけど、太陽光発電についてはついに我が家も導入することに決めまして、視察に行くたびに家の屋根を見る習慣がつきまして、長崎は多いなと思いましたけど、まだまだですね、この普及状況っていうのは。載せてるのを見るとほっとするんですが、我が家失敗せんかと思ってはらはらしよんですけども。この普及をどうするかということが一つのテーマではないかと思います。徳島県の場合は、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業における1つのメニューとして、エコ、そしてそのエコの中でも環境に優しい中でも太陽光パネルも入っとるわけですが、これ実績を聞きましたが、一応答えてもらいましょうか。23年度、24年度、2年やってきましたけど、この事業の中で太陽光パネルの実績というのはありますか。

長野県土整備部次長

ただいま、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業の中のリフォーム事業、これに対しての件数についての御質問でございますが、昨年度、耐震リフォーム実施戸数ですけれども、66件。今年度8月末までに46件、計112件実施してございます。この中で耐震とあわせて行うリフォームですけれども、その中でいわゆる省エネ性能の向上ということで言いますと、昨年度が66件のうちの4件。24年度は46件のうちの12件でございますが、今委員からお話ございましたように、この中で太陽光パネルを載せたという実績はございません。

扶川委員

いろいろ原因はあろうかと思うんですよね。補助額が60万の上限でしたっけ、少ないということもあるし、それからもう一つは、そもそも耐震改修が必要な建物の屋根に、重たいもの、そう重くないですけど、それでも重くなりますから、載せるっていうことについていうと、屋根の補強もしなきゃいけないし、古い屋根はね。いろいろネックがあるんじゃないかと思うです。そこで、この制度があるから太陽光発電についても徳島県は取り組んでるとは、私は言えないと思います。対応策としては、他県でやってるように独自の切り離した補助制度をつくるか、あるいは例えば今リフォーム、徳島県はやってませんが、県下の市町村でやってます。建設労働組合とかいうところなんかをお願いして、これは経済効果もあるということで、これとあわせて太陽光パネルについても設置できるようにしているところもあるわけですよ。県として、そういう制度を創設して、この際自然エネルギーの促進の役に立つ民間住宅の太陽光パネルの設置を推進していただきたい。現状の県下の太陽光パネルの設置の状況とあわせてお答えいただきたい。

島尾自然エネルギー推進担当室長

私のほうからは、住宅への太陽光発電の補助の全般の話につきまして、御答弁をさせていただきます。

住宅用太陽光の導入を支援する仕組みといたしましては、国の住宅用太陽光発電支援復興対策費補助金がございます。平成24年度は一般社団法人太陽光発電協会の太陽光発電普及拡大センターを窓口といたしまして、出力10キロワット未満の太陽光発電システムに対しまして、1キロワット当たり3万円または3.5万円の補助が行われているところでございます。徳島県内におけます、国庫補助の決定件数でございま

すが、平成 21 年が 963 件、平成 22 年が 1,531 件、平成 23 年が 1,668 件と伸びてきているところがございます。補助事業が始まりました平成 6 年度以降の推計の導入件数でございますが、累計で約 8,300 件となっております。また、このほか国におきましては、家庭事業者向けのエコリース事業が設けられております。これは太陽光発電を含みます低炭素機器のリース料の 3% を補助する制度というふうに聞いております。また、平成 24 年度におけます市町村の単独補助の概要につきましては、2 市 4 町におきまして、国の制度と併給される形で補助制度が設けられているところがございます。住宅用の太陽光発電のみを対象といたしました県独自の補助制度はございませんけれども、先ほど御説明いたしましたとおり国庫補助の利用実績が伸びてきております。また、市町村にも補助制度がございますことから、県といたしましては、こういった諸制度のさらなる活用に取り組みたいというふうを考えております。以上でございます。

扶川委員

伸びてきているのはわかっておりますけれども、ちなみに平成 24 年度の今のところまで、23 年度 1,668 件、それ以上伸びつつあるんでしょうか。24 年度の途中の数字ありますか。

島尾自然エネルギー推進担当室長

申しわけございません。平成 24 年度の現時点でのデータについては情報を持ってはございません。

扶川委員

今年度はもっと伸びるかもわからないので、またわかれば教えていただきたいと思うんですけど。

42 円の買い取りっていうのは 10 年間保証されとるそうで、10 年間で何とか償還できるくらいの規模をつけられればいいですけども、10 キロワット未満ですから、なかなか厳しいですね。我が家も 15 年の償還でやろうとしてますから、リスクあるんですよ。ましてや中央構造線の真上だから壊れやせんかと思って。詳しい話をして恐縮ですけど、地震保険に入っていないとメーカーは保証してくれないんですね。いろいろ悩みはあるんです。もう一押ししてほしい。せめて地震保険入れるくらい補助くれたらいいんですけど。そしたら安心して入れる面もあるんですけど。もう一押しの補助をしていただきたいなと私の意見です。これから、10 年先になって買取価格恐らく下がっていくでしょうけど、そのときになっても太陽光発電が着実に進んでいくようなこともせないかんのじゃないかと。パネルの値段も下がっていくでしょうけども、それだけではいけないんじゃないか。先ほどの答弁の一部で、いずれにしても再生可能エネルギーは飛躍的に発展をさせると、省エネも推進するんだと。飛躍的にと言うのであれば、それだけの誠意ある投資をしていただきたいと私は思います。県土整備委員会のほうで、あんまりお聞きすることはないので、たまに部長さんにでもお答えいただければと。

長野県土整備部次長

再生エネルギーといったことでございますけれども、県土整備部の持っております、いわゆる耐震改修、木造の耐震改修といった点につきましては、南海トラフを初めとする巨大地震に対するために本格的な耐震改修に加えまして、県独自の施策として簡易な耐震改修、あわせてバリアフリー化ですとか、省エネリフォーム工事に対して補助を行う制度を昨年度つくりまして、これまで実績としては 112 件の実績がございます。この

中で今委員からもお話しございますように省エネの対策といったことで、太陽光パネルも含めまして、補助の対象としてございますので、こういったメニューを活用いただいて耐震改修とあわせて省エネを進めていただきたいと考えてございます。

扶川委員

それがだめだと最初に申し上げたんですけど、もういいです、時間ないですから。制度の改正を求めておきたいと思います。

それから、今度のこの補正の中で、あいてる農地、未利用地活用再生可能エネルギー実証実験事業。予算の説明もありましたが、これちょっとだけ説明をいただきたいんですが、具体的な候補地の情報提供なんてことになってますが、交付金も出るんですか。それから出るとしたら、面積当たりどのくらい出るのか決まっていたら教えてください。

寺尾農村振興課長

今委員から未利用地活用再生可能エネルギー実証実験事業の中身について御質問いただきましたけれども、この事業につきましては、モデル事業と、あと情報提供事業2つから成っております、モデル事業のほうでは、復元の困難な耕作放棄地を活用した太陽光発電に対して、小規模なものということで上限 50 キロワットというような上限はつけさせていただいておりますけれども、設置費用に対する5分の1補助、あと耕作放棄地ということで平地よりも整地とか既存の電線に対する接続費用が余計にかかるということで、そちらの分についても2分の1補助といった補助を考えてございます。こちらについては今回の予算ではモデル地区2地区程度考えておまして、公募での募集を考えております。それと情報提供ということで、こちらについてはこういった復元が困難な耕作放棄地をお持ちの地主さんのほうにアンケートをさせていただきまして、この土地を貸すというような意志があるということも確認させていただいた上でホームページ等でこういった情報を提供させていただきたいと。済みません。2地区、モデルと言いました。実証実験ということでございます。

扶川委員

大きなところは買取価格と売電価格が大きくなるので、償還も早いでしょうけど、小さなところほど苦労するんじゃないかなと私は思うんです、償還に。これ実証実験をうまくいって結果が出るようでしたら、本格的に補助制度をつくって進めていただいたらいいと私は思いますけども、補助も残すべきだと思います。

それから、あと十二、三分しかないので別のこともお尋ねしますが、下水道のことです。これまでずっと一貫して流域下水道事業及び関連公共下水道の見直しを求めてきましたけども、その理由はこの財政難の中でも負担が大きくてそれぞれの町が苦しんでる。もう一つの理由は、資源を大事にするという面から見ても、建てかえなんかをすると、どんどん合併浄化槽に変わっていったのに、流域下水道それから関連公共下水道の完成時期がおくれて、このままいくと以前からずっと指摘しておりますが、下手をすると4割5割6割と合併槽が進んでる地域が下水道の対象になってくると。そういうところで下水道やるのが本当に正しいの

かということになってくるんですよ。この際思い切った見直しをするべきであると。何度も同じことを尋ねますが、現状の考え方を教えていただきたい。

川端下水環境課長

委員の御指摘の件でございますけれども、旧吉野川流域下水道全体計画の見直しにつきましては、流域下水道全体計画については、平成 11 年に策定してございまして、その段階では計画処理人口約 17 万 3,000 人。一方で平成 24 年 3 月に策定した徳島県汚水処理構想では、流域下水道管内の処理人口は 14 万 1,000 人となってございまして、その差につきましては約 3 万 2,000 人の減。面積でいえば 316 ヘクタールの減となっております。このように流域下水道全体計画とその処理計画である徳島県汚水処理構想からは大きく乖離した状況となっております。また、国からは下水道計画は都道府県構想と適合している必要があること、また人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ適切に下水道計画を見直しをすることと通知されているところでございます。したがって流域下水道の全体計画の見直しについては、関係市町と十分協議していくとともに、快適な生活環境や良質な水環境づくりを実現するために、地域の実状に即した最適な汚水処理対策を着実に推進していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

扶川委員

主に人口減少を理由に見直しをされてますけど、人口減少等とその等のところに私が何度も指摘しておるような要因も入れて、この際しっかり見直しをしていただきたい。意見を申し上げときますが、その際に例えば今の流域下水道の施設を無駄にしないために、太い管入れてますよね、それから処分場も用地も確保してますよね。例えば、下水道はまだ普及してないけども、し尿処理場に運ばれている、単独槽、合併槽の汚泥、それから汲取槽のし尿、こういうものを直投入して、運ぶ運賃も要らんわけですよ。ほうり込んだらずっと流れていって下で処理してくれる。一定の料金を取って、流域下水道の財政にも寄与するし、なおかつ市町村のし尿処理の負担軽減にも寄与するような、そういう工夫があるというようなことを耳にしました。これはいいなと思いましたので、ぜひ今後検討していただきたいということを要望しておきたいと思います。

それで、非常に時間がないのであと一点だけ。おとといでしたか、住民の方が現場に担当の方を呼んだそうですが、前々から取り上げて、板野鳴門にまたがる長谷川牧場さんの件です。これまで何回くらい現場見ていただけましたでしょうか。

久米環境管理課長

これまでに現場立ち入りにつきましては、3回入っております。

扶川委員

災害復旧であるから、それができるまでは土砂の搬入とか続いていくことは認めていると繰り返し答弁されてきましたけども、これ一体崩落以来どのくらいたっているんですかね。一昨年の秋でしょ。もう2年近くなるんじゃないですか。どのくらいたっていましたっけ。

久米環境管理課長

事故が起きたのは去年の9月でございます。

扶川委員

一昨年ではなく去年だったんですね。ということは、丸一年。現状はどの程度復旧されていますでしょうか。町のほうに聞きましたが、ため池に関しては、町としては一応納得いく水準まで直ったけども、全体のことは知らないということでした。どういうことになっていますか。

久米環境管理課長

復旧の状況ということなんですが、最低限の土どめ工事、そういったことについては完了しているということを確認いたしておりますが、やはり実際の面積っていうのは非常に大きなものがありまして、そののり面の安定勾配を得るというようなことで再発防止の観点ということで、今災害復旧の途中ということとなっております。

扶川委員

災害復旧工事については、こういう形で復旧するという図面を今出していただいていますか。出てませんか。出てないとすると、いつまでに出していただくのか教えていただきたい。

久米環境管理課長

災害復旧計画につきましては、これは条例に基づいたものではありませんので、今現在提出はされておられません。ただ、復旧の状況につきまして、今事業者と協議を進めているという状況でございます。

扶川委員

災害復旧と言うんならね、公共事業の場合、現状元の機能を取り戻すということですよ。民間の工事の場合も同じ考え方でよろしいんですか。

久米環境管理課長

いろいろなパターンがあると思うんですが、これにつきましては事業者のほうで再発防止という観点を踏まえての災害復旧ということと認識しております。

扶川委員

住民が心配しているのは、今までずっとそうでしたから、崩落するたびに敷地がふえていっていると、余分な土盛りをして。開発面積をふやす一つのきっかけにしてるじゃないかと。これまでがずっとそうだったんで、今回もそうじゃないかと疑われているんですよ。その点は点検されていますか。

久米環境管理課長

災害復旧ということで、ただだらとこのままいつ最終的に平地ができたという指摘なんですけど、我々周辺環境調査に基づきまして6、7、8月っていうのはダンプの数は少ないという状況を確認いたしております。ただ、先日住民の方からも、ダンプの数がふえてきたというそういったことも情報がございましたので、これにつきましては、今後立ち入り回数等をふやすことによりまして、状況を確認しまして、条例がきちんと遵守されているかどうか、そのあたりをきちんと確認していきたいと考えております。

扶川委員

1年ですからね。もうとにかくほこりと騒音、振動によるストレスっていうのは大変なので、もう頭にきてます。当事者から直接聞かれてるので、御存じだと思いますけども。例えば騒音を測定とか、それからダンプの台数チェックするというのであれば、その時間帯だけ行って何台走んよんなやいうのではなくて、1日はかっってみるとか、やっぱり踏み込んだ対応をしていただきたいと思うんですけども、そのあたりは、ただ行って帰ってきたというのではいけないと思うんで、どのようにされるんですか。

久米環境管理課長

県としましては、住民の方からの御要望をいただきまして、9月までに約30回ほど周辺環境の調査をいたしております。それは時間帯を変えるなどして、ずっとおるといことはちょっとできておりませんが、時間帯を変えて行ってございまして、事業者のほうも住民の方に迷惑をかけないようにということで低速運行とか、それから飛散防止というようなことも対応されてございまして、実際に周辺環境を確認したときには、そのような改善がされているということも県のほうとしても確認はいたしております。

扶川委員

一つお願いですけども、県のほうで確認をされて、それから、前に問題が起こったときにつくった住民との生活保全の協定もあるわけで、それに基づいてこの際一回事業者に住民に対する説明会を開くように御助言いただきたいんですけど、いかがですか。

久米環境管理課長

事業者のほうにおきましては、今は災害復旧ということなんですけど、今後特定事業の許可ということで3,000平米以上の面積を埋め立てるといことであれば、許可が必要になってくるということで、許可の準備をしているという状況もございまして。それで、県といたしましては、事業者のほうに事業が円滑に進むように、住民の方に十分説明するよにということで、指導はしている状況でございまして。

扶川委員

一般的な指導じゃなくて、具体的をお願いしたいんで、説明会という形で開いていただけませんかということで指導をしていただきたいんですけど。

久米環境管理課長

住民の方への説明会というのは基本的には事業者の方がやっていただくということと考えております。県としましても、繰り返しになるんですが、事業活動が円滑にいくようにということで、事業者のほうに十分説明するようにということで働きかけを今やっている状況でございます。

扶川委員

とにかく、説明がされてませんので、事業者から、現状。立ち入り調査をさせていただきましたけど、もうあれから大分時間たってます。1回きちんと説明するように御助言、指導をいただきたいと強く申し上げておきたい。それからもう一つこの点を通じて思うんですけど、民間の災害復旧の場合、手のつけようがないと、指導するルールがないと。図面も今まで出なくて、もう1年間も図面なしで工事してると。これはどう考えてもおかしい。崩れた下のほうには町のため池もあって、つぶれてましたし、その下にはさらに人家もあるんですね。そういう状況の災害復旧、民間がやることだから、一切手をこまねいて待つしかないという仕組みであるならばおかしいと思う。これについてはどういう仕組みになっているかということで一度レクチャーをいただくようお願いしておきますが、それを踏まえてまた、今後議論をしたいと思いますが。民間であるからといって手をつけられないという仕組みがもしあれば、これは条例の欠陥ですので、これも今後考えていただきたいということをお願いして終わります。

岸本委員

資料出ましたので、事前ですけど質問させていただきたいと思います。7ページのその他議案等ということで条例案ということで書かれておりますが、一括法の関係であるのかということと、それから寸法をこの条例でどうしようとしているのかと、その2点。

井上自然環境室長

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の制定についての御質問をいただいております。この条例制定の理由といたしましては、国の第二次一括法によるものでございます。それとこの寸法につきましては、従来は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律により国によって定められておりました、その規格は省令によるものとなっております。それで、今回法律の改正によりまして、標識の寸法については知事が条例で定めることと法律が変更されております。したがって、今回の標識の寸法につきましては、今までどおりの省令の関係様式に規定する寸法と同様としております。なお、寸法につきましては、今までも国の基準により設置してまいりましたが、特に地元からの問題点とか猟友会さんからの御意見とかございませんでしたので、寸法につきましては、省令の規格どおりといたしております。以上でございます。

岸本委員

今の説明でわかりましたけど、変わることはないということですね。

松崎委員

6月の環境委員会の際に、学校教育におけるエネルギー教育の話をしていただいて、そのとき学校政策課長さんのほうから国の交付金等がおりれば機器等々を購入してしっかり学習をやりたいというお話があったんですが、きょう配られているこの6ページの学校教育振興費の新しいところの環境・エネルギー教育支援事業は、国の補助金が通ったということであって、これを踏まえてどのような事業をされるのかということ、そこから少し詳しく説明いただきたいと思います。

前田学校政策課長

今御指摘いただいた基金でございますけども、6月の付託のときに委員から御指摘いただきまして、今回計上させていただいている額につきましては、国からの全額の交付金でございます。もともと国のほうでは、原子力・エネルギー教育支援事業交付金という名称で、総額3億1,000万について手を挙げてきた県については、上限1,000万までの利用ということで認められた予算でございますけども、この事業交付金、長い歴史がございます、もともとは原子力の研究とそれから利用の推進を目的とする基金でございます。ただ、東日本大震災等ございまして、今年度から国のほうでその利用目的について若干の方針の転換をいたしまして、これまで原子力教育に特化した事業交付金ございましたけども、原子力教育以外にも太陽光発電などの自然エネルギーの教育についても使用してもよいということで、本県ではこの事業について申請をして認められたところでございます。中身については3つ柱がございまして、1つがエネルギー教育の実施ということで、自然エネルギーを活用した発電学習セットを購入いたしまして、自然エネルギーを活用した発電の仕組みを理解するというような内容でございますとか、放射線教育の実施ということで放射線測定器を購入いたしまして、自然放射線として身の回りに放射線が存在しているということを見習生に教育するという内容、それから教員に対しても放射線に関して正しい知識を得ていただくためのセミナーを実施すると、こういった費用で構成されているところでございます。以上でございます。

松崎委員

ありがとうございました。ぜひ、しっかりしたエネルギーの教育を現場でお願いしておきたいなと思います。それから予算の関係で、農林水産部で先ほど、説明いただいたんですけど、これも県単独の土地改良費の中の新事業で未利用地活用再生可能エネルギー実証実験ということでお話がありまして、前回6月の際にお聞きしたときは太陽光発電については調査しておりますという云々があつて、寺尾農村振興課長さんから話しいただいて、1カ所は夏子ダムについての詳細設計に入っているというようなお話があったんですが、こここのところの具体的なお話をいただきたいというのが1点と、そもそも未利用地という定義。どういう状況であればいけるのか。例えば徳島県の耕作放棄地は統計的には小松島市全体くらいの面積が耕作放棄地になってるんだという話があるわけですし、ここに書かれている未利用地という概念と言ったらおかしいですが、規定は一体いかなるものかということをお聞きしておきたいのと、この未利用地はどのような状況にあつて、この発生したエネルギーをどのように活用するのかということをお聞きしたいと思います。それと最後に農地だろうというふうに理解をするんですけど、農業委員会はこの種の活用について、オーケーが出るのか出ないのか、そういう承認はされているのかどうか全部まとめて聞きたい。

寺尾農村振興課長

松崎委員から農林水産部で取り組んでおります、再生可能エネルギーの利用推進について、一つは夏子ダムとの状況と今回提出させていただいている未利用地活用再生可能エネルギー実証実験事業についての御質問をいただいております。

まず、夏子ダムについては、6月議会で御説明させていただいたように、今年度実施設計ということを進めておりまして、進捗状況としては、今年度中に発電規模とかそういったものを規定しまして、四電さんとの売電の規約にこぎつけたいということを目指して、現在鋭意取り組んでいるという状況でございます。

それと、未利用地ということの定義といったところですが、これにつきましては耕作放棄地について、県のほうでは耕作放棄地のうちでも農地に戻したいと、農地に戻す方向で考えているものと、それが時間もたつて農地に戻すことが困難であるといったものを分類しまして、緑とか黄色とか赤とか色分けで考えておりますけれども、赤の部分といったところと、既に過去には農地であったけれども、地目上も山林に変わっている、そういった土地も含めて未利用地というふうに名前をつけているというところでございます。

あと、農業委員会との関係ですが、この耕作放棄地、現在まだ農地となっている耕作放棄地のうち先ほど申し上げました、農地として戻すのが困難と考えられている、赤の耕作放棄地と通称呼んでおるんですけど、それにつきましては、農業委員会のほうが地主さんのほうに意向確認しまして、非農地通知をするというような分類になっておりまして、この際に先ほど申し上げた、この事業の中のアンケート調査をしまして、貸し出してもよいといったところの意向を確認させていただきまして、その情報を公開していきたいというふうに考えております。

松崎委員

どこで計画されておるんですか、地区名とかは。

寺尾農村振興課長

場所につきましては、実証実験については、2地区ということで、これは公募で今後募集をしていく。

松崎委員

これは公募で、2地区を実証実験するというので理解していいんですね。それと先ほど、6月議会で言われておった夏子ダムは小水力で、今回言われてる未利用地というのはいわゆる太陽光発電を予定されておると、そういう実証実験を予定されておる、こういうことですね。

そうなりますと、現在県のほうも臨海部のほうでメガソーラーといいますか、太陽光発電をつくらうという動きが出てきてますけども、ここところは実はいわゆる地震津波の想定からいくとかなり危ない地域といいますか、リスクを伴うところなのかなと思うんですが、緑と黄色と赤に分けていわゆる未利用地を分別して、もう戻すことはないだろうという赤の退場カードといいますか、赤の地域ということのようですけども、こういうところはいわば臨海部でなしに、農村部であり、中山間地でありのところが大変多いんでないかと思うん

ですけど、これ実証実験ですけども、今後どのように考えていかれようとしているのかちょっと聞きたいと思います。

寺尾農村振興課長

未利用地の今後の活用についてでございますけれども、この太陽光発電につきまして、今回の実証実験は、農業者で組織する団体で取り組んでいただくということで未利用地を活用して農業団体の経営の改善とか、あとは未利用地の活用という面そのものというのと、あとは自然エネルギーの活用というようなことが一度に実現できるということで、この実証実験で採算性を確認させていただいて、こちらの情報提供をすることによって農業者の方にこういった取り組みを推進していきたいというふうに考えております。また、先ほど申しました情報提供ということで、御自身で取り組まれるということが困難である方について貸してもいいという方については、その情報を広く一般に提供させていただいて、そういったところで取り組みたいという事業者の方に情報を入れていきたいというふうに考えております。

松崎委員

採算性ということでは、自然エネルギーの買い上げ料金ができるんですね。一定の採算性が見込まれるということが予想もされるんですね。片一方で限界集落だったり中山間地の農業としての再生を図ろうと努力もされている中で、設備として太陽光発電をそういう地域に設置ができるのであれば、苦勞してと言ったら語弊があるかもしれませんがね、農業を捨てて太陽光発電をやったほうがプラスマイナス、プラスじゃないかということになる可能性もちょっと心配するんですけど、そこら辺はどんなんでしょうかね。

吉田農林水産部長

ただいま御心配は、農地をどんどんと太陽光パネルのほうへ切りかえるという心配がないのかというようなお話だったと思います。先ほどもお話ししましたように、耕作放棄地と言われる中でも赤とか緑とかいろいろございます。その中でやはり我々といましては、農業の振興といったものを一義的に考えておりますので、やはり復元ができる農地につきましては、農地として利用していただくということを基本線に据えております。ですから先ほど申しましたように、非常に復元困難ないわゆる赤地を中心といたしました、先ほど委員もおっしゃったように中山間地域を中心といたしまして木が生い茂ったりして、農地に復元するのが非常に困難であるとそういったところにターゲットをおいたわけでございますので、御理解いただきたいと思います。

松崎委員

以上で結構なんですけども、農業の再生という努力と、一方この再生エネルギーを動かしていくという大変難しいバランスがあるのかなという気がします。農業地域で本当に悩みを抱えている中で話なんで、今後とも農林水産部なり関係部局でしっかりこの実証実験を踏まえて取り組みをお願いしたいなと思います。

藤田委員

今の松崎委員のほうから2ページの未利用地活用再生エネルギー実証実験ということで、夏子の話が出

ましたが、事情もよくわかります。ぜひ水源の有効利用をしながら、私はこれうまくいってないかなという気がしています。計量放水というんですか、必ずためた水の一定量は流さないといけない。こういう決まりがありますから、流出のとき提示の量。どれだけの電力の生産量があるかわかりませんが、非常にありがたい。1つのおもしろい政策かなと御期待をさせていただくんですが、そのときにお話もちよっと前、余談話でしていましたが、北岸用水の水も非常にもったいないですね、寺井さんがおいでですが。これも流量放水をやっていますんで、中間で発電させるというのは難しいかもしれませんが、その辺もあわせて今の農業用水の利用を上手にする、こういう観点から北岸用水等、いろんな組合、水利組合がありますね。そういうところで再生エネルギーを利用しながら自分の自家電力を消費すると。売電までいけるかわかりませんが、そういうことも各組合とぜひ協議していただきたいなど。私は北岸の組合ですから北岸の話をしてますが、徳島県には水利組合たくさんありますので、南岸には南岸の水を使っておられる。ただ、北岸みたいな大量の大きなパイプで流しておられるかどうかわかりませんが、そういう話が出ておりますのでぜひ御検討いただきたいなど御要望しておきたいと思います。

ただ、1つ問題が、今部長も答弁しましたけど、農業振興と土地利用とをどうするかっていうのは非常に難しい問題で、特に限界集落あたりの土地利用っていうのは本当に耕作者がいなくなる可能性がある。ただそこに1つ発生するのがメガソーラー基地でやらないと、売電の電気料の賄いでは、先ほど扶川さんがちょっと言いましたように、損益分岐というんですか、投資と効果っていうのはある程度まで投資しないと、ただやったからもうかるものではないと思う。だからそういうのを例えば総合的に集落再生の中で、農林水産部としての農地の再利用というような形の中にソーラーを設置する場所は耕地として、農林水産部として挙げられるか。そういうことも考えて挙げていただきたいなど。環境のほうにもお願いはして、要するにソーラー基地の優良なソーラー基地を提供していただきたいという話もしておりましたので、農業の大きな政策の中に集落再生の話も必ずかんでおりますのでね。そういうものも十分提案ができるような、リサーチもしていただきたいし、方向性も1つの方向性として再生エネルギーをこの地域で生かすためには、こういう方法があるんだということも御提案いただきたい。お願いをしておきたいと思います。

それと最後にもう一点、これにかかわったときの土地の固定資産税、それから水利、脱会するのかどうか。土地改良区は用水代が要りますね。今、未利用地でも困っとんです。実を言うと。わかりますよね、固定資産税と用地の水利費は畑作も水田もそれなりの管理費用は捻出しよんです、年間。それが、耕作放棄地になっても払いよる。今私も実はそういう土地持ってますから。年間10万近いお金を水利に払ってますよ。生産性は一つもないんですが、これはもう取り決めですから払ってますが、そういう形にしたときの今後の土地に対する、付加する租税とか費用を県は今後どういう方向性をもってやっていくのかな、耕作放棄地を農業に還元して農業で返すときにはそれはできるけど、農業から切り離れたときには脱会さすんですか。それで脱会金は先に要るんですか。その辺はどういう基本線でこういう再生エネルギーに農地を転用しようとしているのか御所見をお願いしたい。

峯本農林水産部副部長

藤田委員より何点が質問をいただきました。まず、夏子ダムにつきましては、委員のお話のとおり、河川維持流量というものを流しておりまして、これを年間定量的に下流へ流すものですから、その部分を利用させ

ていただいて発電に使うと。小水力発電でできた電力を売電して、ダムの管理費に充てて管理費の低減を図っていくということで、今実施設計をやっているところでございます。続いて北岸用水のお話もありました。土地改良区が制度的に売電事業をできるかといったらちょっと問題がございます。ですからそのあたりの研究もやりながら、太陽光なり、小水力の施工につきましては、検討しながら推進を図っていくということで御理解をいただきたいと思っております。

それから農地の利用といいますか、耕作放棄地、先ほど部長が申しましたように緑、黄、赤という色分けがされて、それぞれの農地の現在の状況につきまして区分をしているわけでございますけれども、今回の補正でお願いをしております未利用地という部分につきましては特に赤の部分、現況のイメージとしましては、大きな木が生えてしまって、もう農地としては全然復元ができないという状況のところに近いところを想定しております。

あと水利費の話もございましたが、復元不可能という判断をしたところでございますので、水利費につきましては、水利の組合からは脱退をしていただいて、そこで新たに発電をしていただくということを考えております。緑、黄色の部分は、優良農地の中で、いろいろな問題によりまして耕作がされていない状況のところですね。農林水産部としましては、それをそのままほうっておくのではなく、いろいろな地域での協力体制とか集落営農、それからいろんな企業が農業へ参入もして頑張っておりますし、農協も非常にファームサービスなどで手の足りないところのフォローもしていただいております。これらのいろんな力を借りまして、優良農地については、将来にわたっても農地利用していただくという考えで、いろいろな施策を推進しているところでございます。以上です。

藤田委員

いろいろ御答弁いただいたわけですが、色分けして、色分けした中に県が例えばレッドになって耕作が非常に難しいなどというのは提示されて、それでさっき言ったような費用の固定資産税、水利の費用等、特に固定資産税は財産の問題があるから、これはここで答弁長引きますので。お考えいただきたいのは、脱会するときには脱会費というのはその水利組合の費用で払うのかなと。ただ余った土地の名目は何になるんですか。山林になるのか、それとも商業用地になって税金がどうなっていくのか、これ税務課との関係を横割りにいろいろ考えとかんと。提供者は、土地を買ってくればいいですよ。これを山林の家賃で家賃をもらってるときに、固定資産が商業用地となってメガソーラー用地が何に属するかわからん、こういう非常に難しい小さい問題ですけども、促進すれば促進するほど整理をやらなきゃ。整理をしなければいかん問題がたくさんあると思うんです。これは環境等、特に山林の場合は山林ですから別に農業費もかかってこないと思うんで、田畑ですね。中山間の特に田畑。例えば阿波市や三好市それから美馬市。この辺は中山間の丘陵なだらかな北側に非常に太陽がよく当たると私は思う。そういうところがソーラー基地になったらいいのになという感覚がありますけど、そういう法整備と色々なシミュレーションの中で考えていただいて、企業も来やすいような方策もやらなきゃならんと思う。レッドです、黄色です、緑です、こういう感覚でなしに、そこを売り出す。復元できて利用できるようにするためには農林水産部として、そういう土地整備をもう一度レッドの中のレッドはどうするんだ。それでその利用価値の変更はどうするんだ、個人がするんか、個人がしたときにはこうなりますよっていうことをやらんと、なかなか企業も来づらいただろうなと。それと私にもいろんな話来ますけど、なかなか

か行政との話ですれ違ふのはそういうところがあるんだろうなと、そういう気がしますんで。ぜひ今後の課題として、きょうは皆さんにそういう未利用地の活用とエネルギーの中でのいろんな問題点があるので、ぜひ整理していただきたい。そして今お願いした話の中にもありました、利用頻度を上げていくための方策をもう一度考えていただきたい、こういうことをお願いして終わらせていただきたい。

吉田農林水産部長

ただいま藤田委員のほうから非常に貴重な意見をいただきました。私どもといたしましてもこの実証実験につきましては、まさに全国でも珍しい1つの実験になろうと思います。したがって、委員御指摘のように集落再生のお話もございました、そういった中で土地を活用して売電等によって農家が何らかの一定の収入を得ることができるのかどうか、それを集落再生という形でどう生かしていけるのかとか、あるいは土地の税の話もございましたけども、そういったものが林野になるのか、あるいは雑種地といった形になるのか、そういった部分を今後固定資産税を担当しております市町村課等とも十分各課と調整もさせていただきながら、今回の実証実験結果が本県の中山間地域の耕作放棄地等の未利用地対策にとって優位なものとなりますよう一生懸命努力してまいりたいと考えております。ありがとうございました。

岡委員長

以上で質疑は終わります。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。(11時53分)